

大阪府監査委員告示第6号

平成20年度に執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年2月25日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	梅本	憲史
同	谷口	昌隆

(通知文)

財第2778号
平成21年1月30日

大阪府監査委員	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	梅本	憲史	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<決裁遅延について>

- 1 監査対象機関
池田子ども家庭センター
- 2 指摘事項
歳出関係

業務委託契約等の手続において、契約を締結しないまま業務を行わせていたもの、経費支出伺が年度を越えて行われていたもの並びに契約期間の始期までに経費支出伺の起案、決裁及び契約の締結ができていないものがあった。

3 措置の状況

今回の指摘を踏まえ、職員に対し適正な事務執行を行うよう指導しました。

今後このようなことのないよう、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令を遵守し、適正な会計事務処理に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

東大阪高等職業技術専門校

2 指摘事項

歳出関係

電話柱の添架料に係る経費支出手続について、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあつた。

3 措置の状況

当該事務担当者をはじめ校内職員に対して、会計事務研修資料等を活用し、契約事務及び支出事務の基本的な原則を十分説明した上で、財務規則等の関係法令の周知徹底を図りました。

特に今回、指摘のあつた、本来、年度当初に行うべき経費支出伺の起案・決裁について、今後、このようなことのないよう電話柱の添架料の経費支出をはじめ、年度当初に年間の経費支出伺の起案・決裁を行う必要のある事案（年度当初に契約行為が伴わないが、年間の経費支出伺が必要なものを含む）については、リスト一覧を作成し、複数者でチェックを行います。

今後このような事態が生じないよう、関係法令を遵守し、適正な会計事務の執行に努めます。